

# 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

平成28年11月  
内閣府PFI推進室

## 1. 背景

### (1) 公共施設等運営事業における料金の一体的徴収の必要性

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項に規定する公共施設等運営事業においては、民間事業者たる公共施設等運営権者が公共施設等の運営等を行い、その利用料金を自らの収入として収受することとなる。

その際、例えば下水道の公共施設等運営事業においては、地方公共団体が利用料金を収受し、自らの所有に属しない現金として保管した上で、公共施設等運営権者に送金することにより、事業開始後もこれまでと同様に地方公共団体が上下水道の料金を一体的に徴収することが、利用者の利便に資する。

### (2) 地方公共団体の所有に属しない現金の保管の禁止及びその特例の措置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第2項は、法律又は政令の規定によるものを除き、地方公共団体の所有に属しない現金の保管を禁止している。

地方公共団体が（1）のように自らの所有に属しない現金を保管することは、同項の規定に反することとなるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）を改正し、同項の特例を措置する必要がある。

## 2. 概要

(1) 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。以下同じ。）は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等運営権者が自らの収入として収受する利用料金を、当該地方公共団体が徴収する料金（これを対価とするサービスの提供が当該利用料金を対価とするサービスの提供と密接な関連を有するものに限る。）と併せて収受する必要があると認めるときは、当該公共施設等運営権者の委託を受けて、当該利用料金を収受することができることとする。

(2) 公共施設等の管理者等は、（1）により、公共施設等運営権者の委託を受けて利用料金を収受しようとするときは、あらかじめ、その旨を通知その他適切な方法により、当該利用料金を支払うべき者に周知しなければならないこととする。